

第6期福生市地域福祉計画の変遷からみられる第7期計画策定のポイント

	既計画（第6期）の構成（令和3～7年度）	引き続き重要な視点	新計画策定の視点	新計画の構成・骨子（案）
目次構成・計画体系	<p>第1章 計画策定にあたって</p> <p>1 計画策定の背景と趣旨 2 計画の位置づけ</p> <p>3 計画の改定にあたって 4 計画の期間</p> <p>5 計画策定の経緯</p> <p>第2章 福生市の地域福祉を取り巻く現状</p> <p>1 人口動態 2 高齢者の状況</p> <p>3 障害のある人の状況 4 子どもの状況</p> <p>5 ひとり親家庭の状況 6 市民活動の状況</p> <p>7 外国人住民の状況 8 生活保護の状況</p> <p>9 その他 10 計画策定に際しての課題</p> <p>第3章 基本的な計画の考え方</p> <p>1 計画の基本理念 2 計画に盛り込む事項</p> <p>3 基本目標 4 地域福祉を推進するために</p> <p>5 計画の体系</p> <p>第4章 基本計画</p> <p>基本目標1 地域活動を支える担い手づくり</p> <p>（1）地域に目を向け参加・参画する人の増加</p> <p>（2）NPO・ボランティア活動等の支援</p> <p>（3）地域の活動基盤の充実</p> <p>基本目標2 支援が必要な人を支える地域づくり</p> <p>（1）顔の見える関係づくりと健康づくりの推進</p> <p>（2）地域におけるセーフティネットの構築</p> <p>（3）人権尊重と権利擁護の充実</p> <p>（4）安全安心な地域づくりの推進</p> <p>基本目標3 適切な支援につなげる体制づくり</p> <p>（1）総合的な相談体制の充実</p> <p>（2）福祉情報の提供体制の充実</p> <p>（3）地域福祉の推進体制の強化</p> <p>第5章 人権尊重と権利擁護の充実 [基本目標2（3）] （福生市成年後見制度利用促進基本計画）</p> <p>第6章 安全安心な地域づくりの推進 [基本目標2（4）] （福生市再犯防止推進計画）</p> <p>第7章 計画の推進</p>	<p>○改正社会福祉法における市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項</p> <p>① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項</p> <p>② 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項</p> <p>③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項</p> <p>④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項</p> <p>⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項</p> <p>○総合計画との関係</p> <p>市の上位計画である総合計画の個別計画として、整合を図りながら、見直し・策定を行う。</p> <p>○分野別計画・関連計画との関係</p> <p>福祉分野の上位計画として、高齢者、障害者、子ども等の分野別計画との整合性を図る。また、その他福祉以外の分野との連携も図る。 ※地域福祉活動計画（社会福祉協議会）</p>	<p>○新たな法等への対応</p> <p>孤独・孤立対策、ひきこもりへの支援、認知症理解の促進等</p> <p>○包含する計画の整理</p> <p>・福生市重層的支援体制整備事業実施計画</p> <p>・福生市成年後見制度利用促進基本計画</p> <p>・福生市再犯防止推進計画</p> <p>・福生市バリアフリー推進計画</p> <p>○地域活動の人材不足、地域のつながりの希薄化</p> <p>○地域活動等に参加したい気持ちはあるが、参加する方法が分からないという層への対応</p> <p>○関係団体同士の交流、情報交換など連携強化が重要</p> <p>○各施策を成年後見利用促進基本計画、再犯防止推進計画、バリアフリー推進計画として位置づける</p> <p>○計画の進捗管理方法の検討</p>	<p>総論</p> <p>第1章 計画の策定にあたって</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 策定背景・趣旨 ● 位置づけ ● 期間 ● 策定体制 <p>第2章 本市の地域福祉を取り巻く現状と課題</p> <p>第3章 計画の基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 基本理念 ● 基本目標 ● 圏域の捉え方・各主体の役割 ● 施策体系 <p>第4章 計画の推進体制</p> <p>各論Ⅰ 重層的支援体制整備事業実施計画</p> <p>第1章 重層的支援体制整備事業実施計画</p> <p>各論Ⅱ 基本施策【仮】</p> <p>基本目標1 地域の支え合い・担い手づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域に目を向け参加・参画する人の増加 ● NPO・ボランティア活動等の支援 ● 地域の活動基盤の充実 ● 人権尊重と権利擁護の充実 <p>基本目標2 安心して住み続けられる地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 権利を守るための支援【成年後見】 ● 再犯防止のための支援【再犯防止】 ● 安全安心な地域づくりの推進【バリアフリー】 <p>基本目標3 適切な支援につなげる体制づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 総合的な相談体制の充実 ● 福祉情報の提供体制の充実 ● 地域福祉の推進体制の強化 <p>資料編</p>
市の動向・方針	<p>○ 令和4年11月に「福生市重層的支援体制整備事業実施（準備）計画」、令和6年に「福生市重層的支援体制整備事業実施計画」を策定。</p> <p>○ 地域包括支援センターを2か所体制から3か所体制に改善、新たに「見守りステーション」を設置して相談窓口の充実を図った。</p> <p>○ 令和6年4月から児童発達支援センターを開所</p>	<p>【総合計画・後期基本計画より】</p> <p>○施策15 地域の連携により安定した生活を支える</p> <p>地域共生社会の実現に向け、人と人のつながりや支え合いを重視します。そのために、地域団体や関係団体等と連携して重層的支援体制を整備し、多様な人々が地域活動に参加して地域課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現に努めます。</p> <p>また、市民一人ひとりが健康で文化的な生活が営めるよう、生活困窮者に寄り添って対応し、国の制度に基づく生活保障制度等を適正に実施します。</p>		
地域福祉計画に関わる国等の動向	<p>○「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」施行（令和3年4月）</p> <p>平成29年の社会福祉法一部改正では、地域福祉の推進の理念が明記されるとともに、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定されました。</p> <p>令和3年4月施行の地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律では、「区市町村における包括的な支援体制構築のための支援」を位置づけ、地域の複雑化・複合化する支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、「重層的支援体制整備事業」の枠組みを創設しました。</p> <p>○「孤独・孤立対策推進法」施行（令和6年4月）</p> <p>○「第二期成年後見制度利用促進基本計画」閣議決定（令和4年3月）</p> <p>○「第二次再犯防止推進計画」閣議決定（令和5年3月）</p> <p>○厚労省 ひきこもり支援推進事業を拡充し、ひきこもり地域支援センター等の設置が市町村へ拡充された（令和4年）</p> <p>○「こども基本法」施行（令和5年4月）</p> <p>○「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」施行（令和6年4月）</p>			